

## 愛知県立大学日本語教員課程履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の外国語学部、日本文化学部、教育福祉学部の学生で日本語教員課程の履修を希望する者の履修科目及び履修方法は、この規程による。

第2条 日本語教員課程を修了するためには、別表1に従い、言語と教育12単位、言語14単位、言語と社会4単位、言語と心理2単位、社会・文化・地域2単位を含む計36単位以上を修得し、卒業しなければならない。それぞれの科目区分に相当する科目については別表2に定める。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位のうち、各学部履修規程により当該学科の授業科目と同一の場合は、卒業単位に算入する。

第4条 日本語教育実習を履修するには、科目区分「言語と教育」から「日本語教育実習」を除いた8単位、および、科目区分「言語」と「言語と社会」からあわせて10単位以上の修得が必要である。

### 附 則

この規程は平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成22年7月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）別表2の規定は、平成25年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成25年3月31日に在学するものについては、なお従前の例による。ただし、新規程別表2中の「日本語教育実習」については、平成21年度以降の入学者から適用する。

3 平成25年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表2の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

### 附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

### 附則

(施行期日)

この規程は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の日本語教員課程履修規程（以下「新規程」という。）は、平成29年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成29年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表 1

科目区分	必修単位	
言語と教育	12	2
言語	14	
言語と社会	4	
言語と心理	2	
社会・文化・地域	2	
合計	36	

別表 2

別紙のとおり

別表2

科目区分	必修単位	科目名	設置単位	科目開設学部・学科・専攻
言語と教育	8	共通各論(日本語教育教材論)	4	外国語学部:学部共通
	4	共通各論(日本語教授法)	4	
言語	8	日本語教育実習	6	日本語教員課程
		共通各論(日本語学)	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(日本語文法論)	4	
	共通各論(日本語音声学)	2		
	6	言語研究入門	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(言語学)	4	
		共通各論(音声学)	4	
		国語史	4※	
	国語学特殊講義			
	国語学各論			
言語と社会	4	研究各論(民族言語研究)	2	国際関係学科
		研究各論(社会言語学)	2	フランス語圏専攻・スペイン語圏専攻・ドイツ語圏専攻・国際関係学科
		研究各論(多言語社会研究)	4	
言語と心理	2	研究各論(異文化コミュニケーション)	4	フランス語圏専攻・ドイツ語圏専攻・国際関係学科
		多文化社会とコミュニケーション	2	教養教育
		発達心理学A	2	教育福祉学部:学部共通
		発達心理学B	2	
		発達援助論	2	教育発達学科
		家庭支援論	2	
社会・文化・地域	2	共通各論(比較文化論)	4	外国語学部:学部共通
		共通各論(日本の行政法)	2	
		共通各論(日本の民法)	2	
		共通各論(日本の文化)	4	
		研究各論(多文化共生論)	4	フランス語圏専攻・スペイン語圏専攻・ドイツ語圏専攻・国際関係学科
		研究各論(国際協力)	2	
		研究各論(地域社会論)	2	
		日本文化史Ⅰ	2	日本文化学部:学部共通
		日本文化史Ⅱ	2	
		現代日本社会論	4	歴史文化学科
		比較社会論	2	
		地域社会学	4	
		地域社会学Ⅰ	2	社会福祉学科
		地域社会学Ⅱ	2	
		子ども発達支援論	2	
		多文化社会論	2	
計	36		104	

※「国語史」、「国語学特殊講義」、「国語学各論」の3科目のうち4単位までは、日本語教員課程の修了必修単位に算入することができる。